

国境等での感染制御
暫定ガイダンス

2020年5月20日版

原文（英語）：

Controlling the spread of COVID-19 at ground crossings

Interim guidance

20 May 2020

<https://www.who.int/publications-detail/controlling-the-spread-of-covid-19-at-ground-crossings>

背景

国際保健規則（2005）（IHR2005）が2007年に発効されて以降、陸上の越境地点では、空港や港とは異なり、2国間に物理的な構造物や壁、国境線がない場所を非公式に人が通過する場合がしばしばあることが認識されるようになった。その上、陸上越境地点は、疾患の国際的拡大に大きく関わっている。旅行者および国境や国境周辺で生活および勤務している人は、特に、その脅威にさらされている。

IHR2005は、公衆衛生上の緊急事態の予防や準備、検出、対応を国が行う能力を高めるため、陸上越境地点など、入域地点で対策を取ることの重要性を強調している¹。入域地点とは、旅行者、手荷物、貨物、コンテナ、輸送機関、物品並びに郵送小包の国境を越えた入出国のための通過点およびそれらに対して入出国に関する業務を提供する機関並びに区域をいう。

IHR2005で、各国は、特定の空港および港を「コア・キャパシティ」のある入域地点として指定しなければならないと規定されている²が、「公衆衛生上の理由により正当化される」陸上越境地点の指定は提案されるにとどまっている（第19、20、21条）。IHR2005は、感染性疾患の予防と制御に関して、協力する2国間もしくは多国間の協定を締結することを奨励しており、具体的には、隣接する国々が、予防と制御のため日常的な対策をとるための能力、および、国際的に懸念される公衆衛生上の緊急事態を構成するおそれのある事象を報告し、対応するための能力のあるIHR入域地点を共同で指定することを奨励している。

2国間もしくは多国間の協定にしたがい、公式の陸上越境地点を通過する旅行者、輸送機関、貨物に対して、厳しく体系的な検査を実施している国もあれば、国境を越える比較的自由的な移動を許可している国もある。

国境等やその周辺のコミュニティは、その大きさや密度により様々である。このようなコミュニティに住む多くの人々にとって、国境を越える移動は、通勤、貿易、家族間の往来、通学、保健医療サービス、宗教活動、娯楽、その他の理由で日々の生活に必要なものである。しかし、国家当局が公式および非公式の陸上越境地点を十分にモニタリングできない場所では、公衆衛生のリスクを制御するための衛生対策が難しい場合がある。

目的

本ガイダンスは、以下により、国境等およびその周辺での旅行や移動、貿易による COVID-19 感染拡大を抑えることを勧告するものである。

1. 優先すべき国境およびコミュニティを特定する
2. このような場所における予防と制御の対策の規模を拡大する

本ガイダンスは、WHO の「国境等での公衆衛生の能力構築と国境を越えた協力に関するハンドブック」³ および WHO の世界的な COVID-19 対応戦略に沿って作成されたものである。

本ガイダンスは、以下を対象としている。

- IHR 国家連絡窓口 (IHR NFP)
- 国境等で IHR 実施を担当する当局
- 政府および非政府組織の代表および国境等におけるそのパートナー
- 国境等およびその周辺のコミュニティにおける疾患のサーベイランス、コミュニケーション、緊急事態への準備と対応、動物衛生、環境保健に関連する公衆衛生の専門家

本ガイダンスは 2 部、すなわち、優先すべき国境等の特定、および、当該国境等およびその周辺で重要となる準備で構成されている。また、法規の執行および計画、サーベイランス、COVID-19 が疑われる体調不良の旅行者の問診と管理、国境を越えた人口移動時の緊急事態への対応、感染の予防と制御のための器具や備品の供給、リスク・コミュニケーション、国境を越えた協力、リスクモニタリングおよび動向の変化に基づく衛生対策の調整についても記述する。

優先すべき国境等およびコミュニティの特定

隣接するコミュニティとの国境地点等で優先すべき場所を特定するには、国境を越える人口移動の動向を評価する必要がある。このようなコミュニティは、旅行、移動、貿易との関係が原因で高リスクとなっており、資源が限られていることから優先順位づけが不可欠である。

この評価では、対象国と隣接国との国境を越える活動を可視化する必要がある。これは、対象国の公式および非公式の国境等や輸送ネットワーク、国境沿いの重要な場所を地図上で把握することで可能である。地図上には、保健医療施設、伝統医療者、市場、交通ハブ、祈祷場所、学校、非公式な入植地、その他に国境を越えて人が集まってくる場所が示されている必要がある。現地国の信頼できる情報提供者に、地図上に表した情報が正確であることを確認してもらわなければならない。

地図上の情報を完成させるため、次の取り組みが必要である。現地の状況に詳しく信頼できる情報提供者たちとのグループディスカッションや聞き取りである。重要な情報提供者としては、公式および非公式、保健衛生関連およびそれ以外の組織の人、具体的には、入国・税関・交通の各当局、人口移動をモニタリングしている組織、輸送サービスの提供者、貿易業者、地方自治体の

当局、(宗教、若者、文化の)コミュニティの指導者などが挙げられる。最終的な目的は、以下の情報を得ることにある。

1. 公式および非公式の国境等を通過する旅行者の人数、頻度、多様性
2. 旅行者の経路および行き先
3. 国境等を通過する旅行者の人口統計学的特徴、出発地、目的地、旅行の理由
4. 国境等を通過する旅行者が利用する、国境の近くや国境から離れたコミュニティの保健医療施設
5. 輸送機関の種類および国境等を通過する際に使用される輸送機関(自動車、電車、バス、小型船、バイクタクシー、自転車など)の台数、徒歩で国境等を通過する人数
6. 国際運輸の最初の停車地および停泊地、国境近くの交通ハブ、国際運輸の最終目的地
7. 国際運輸の運行者、当該国のその地域における国際運輸の代表者
8. 旅行者が互いに、または、地域のコミュニティと交流する重要な集合場所(市場や礼拝所など)
9. 国境をはさむ相手国の地方や陸上越境地点との関係など、隣接国と協力する仕組み

つながりを完全に可視化するためには、この取り組みで得られた情報を地図上で把握する必要がある。

上記のように収集された地図や人口移動に関する情報を活用し、主流となっている旅行、輸送、貿易のつながりに基づいた COVID-19 の輸入および感染拡大のリスクが高い国境や集団、コミュニティの特定への協力を重要な情報提供者に求める。優先すべき国境地点等やコミュニティを特定するための取り組みの例としては、以下の文書に記載されている。

- [入域地点における包括的なリスクインフォームド対策および国際保健規則の遵守による、エボラウイルスの国際的な感染拡大の予防 \(2005\) \(28 ページ\)](#)
- [南スーダン—エボラウイルス病に対する準備のための人口移動マッピング \(2019\)](#)
- [エボラウイルス病アウトブレイク中のコンゴ民主共和国、ルワンダ、ウガンダの人口移動パターン：2つの地区でのコミュニティによる取り組みの結果—ウガンダ、2019年3月](#)

優先すべき国境等およびコミュニティに対する重要な準備と対応

優先すべき国境等およびコミュニティの特定に続き、幅広いサーベイランスと準備を各々の環境で実施する必要がある。重要な取り組みの計画および実施に際し、各環境を、国境等および国境を越える交通ハブ、および、隣接国から輸入症例の入国するリスクがあるコミュニティの2つに分類する。

法規の執行および計画

実施すべき重要な取り組み	国境等および国境を越える交通ハブ	隣接国から輸入症例が入国するリスクのあるコミュニティ
IHR で指示されている、コア・キャパシティが構築されている状態や権限当局の特定など、国境等において必要な衛生対策の実施に関する国家および地域への法的要求事項を、IHR 2005 第 19 条、附録第 1B に従って再確認する。	X	
衛生対策の実施に関連すると考えられる当局およびパートナーを特定する。	X	X
入域地点のコア・キャパシティに関する要件を規定する IHR (2005) の附録第 1 に沿って、調整官や連絡窓口の指定も含め、関連する公衆衛生緊急対応計画を作成および更新、実施し、国境等および隣接する国境地域用の COVID-19 対応計画に合わせて調整する。	X	X

サーベイランス：早期検出

実施すべき重要な取り組み	国境等および国境を越える交通ハブ	隣接国から輸入症例が入国するリスクのあるコミュニティ
COVID-19 に対応する取り組みの支援に動員が可能な医療および非医療スタッフを特定する。例として、国境での衛生・入国・税関の各担当者、駅やバス停の職員、鉄道やバスの乗務員、軍人、NGO など移民収容施設の職員、警備員、移民当局職員、非公式な指導者（コミュニティにおける宗教、若者、文化の指導者、市場の管理者）、地域保健ボランティアなどが挙げられる。	X	X
<p>上記のように特定したステークホルダーに対して、以下を実施できるように指導する。</p> <ul style="list-style-type: none"> - COVID-19 を示唆する兆候や症状を識別し、保健衛生当局に通知する - 情報の保護に関する要件に従って、さらなる精査のため、兆候や症状のある者に関する情報を関連する医療従事者に伝える - 旅行者との距離を少なくとも 1 メートルは常に維持する - WHO のアドバイスに基づき、手指衛生、呼吸器衛生など、新型コロナウイルスに対する予防策を実施する 	X	X
国境地点等および国境沿いで同定された感染疑い例に関して、地域のサーベイランスシステムに報告および調整する仕組み／手順を明確にしておく。	X	X

国境地点等、交通ハブ、コミュニティで認められた体調不良の旅行者や死亡した旅行者を国のサーベイランスシステムに報告したり、公衆衛生の事象の確認や検査の結果、公衆衛生の勧告に関して国のサーベイランスシステムからのフィードバックを受領したりするために、双方向の通信回線を確立し、維持する。	X	X
---	---	---

サーベイランス： COVID-19 感染が疑われる体調不良の旅行者の問診と管理

「[入国地点（国際空港、港、駅）で具合が悪い旅行者の管理](#)」を参照

実施すべき重要な取り組み	国境等および国境を越える交通ハブ	隣接国から輸入症例が入国するリスクのあるコミュニティ
以下を明確にし、職員にトレーニングを実施する。 <ul style="list-style-type: none"> - 健康スクリーニングのため、問診を行う - 国のガイダンスに従って症例報告書を記載する - 精査または治療のために搬送される COVID-19 感染疑いの旅行者に、保健医療施設までの輸送手段を手配する - COVID-19 の接触者を（地域の政策に沿って）隔離施設に紹介搬送する 	X	X
以下に関して、保健医療スタッフに情報を提供し、トレーニングを実施する。 <ul style="list-style-type: none"> - 手指衛生 - 心理的応急処置 - 患者やその家族、同行者に対して指導するとともに、その文化や言語にふさわしい表現で、患者や家族、同行者が抱いている懸念に対処する - IHR 第 30 条—公衆衛生上の観察下にある旅行者、第 31 条—旅行者の入域に係る保険上の措置、第 32 条—旅行者の扱い - 感染の予防と制御に関するスタッフと旅行者への要求事項、旅行者のスクリーニング法、非接触式温度計の使用法、正しい手指衛生、個人防護具（PPE）の適正使用に関する WHO の暫定ガイダンス⁵に基づく問診中の PPE の使用 - 「COVID-19 ウイルスに関連する水、衛生設備、衛生、廃棄物の管理」に関する WHO の暫定ガイダンス⁶に基づく廃棄物の安全な管理 - 呼吸器症状のある旅行者への医療用マスクの提供（可能な場合）、こまめな手指衛生の実施、問診の実施前後および実施中、少なくとも 1メートルの物理的距離の確保、などのソースコントロールの重要性 - 咳エチケット（咳やくしゃみをする時はティッシュペーパーやひじの内側で口と鼻を覆う）および手指衛生を徹底するように旅行者に指導する方法 	X	X

入国審査場など、ボトルネックとなっている場所で旅行者同士の物理的距離を確保するために交通ハブを特定し、国境等への到着時に一次スクリーニングのために公式の健康状態申告書を記載している間も、旅行者同士の物理的距離を確保するための場所を確保し、安全対策をとる。	X	X
担当者と旅行者の距離を1メートル確保できるスクリーニング／トリアージの実施場所を明確にしておく。	X	X
COVID-19 感染の兆候がある職員や旅行者が精査を受けるまで一時的に隔離するため、廃棄物の管理や専用トイレの確保が可能な場所を用意する。	X	X
COVID-19 感染疑い例または確定例を診断し、ケアできる紹介先としての保健医療施設を特定しておく。患者が急増した場合にも収容能力を確保できる計画。	X	X
集団の管理や従わない旅行者への対処などにより治安を維持する。	X	X
感染疑い例の保健医療施設への搬送に用いられる輸送手段を明確にしておく。	X	X
濃厚接触者の管理に関する国のガイダンスと感染疑い例の隔離に関する WHO のガイダンス ⁷ に従い、症状があり、COVID-19 感染が疑われる旅行者を、精査および治療のために保健医療施設に紹介搬送する手順を確立する。	X	X
入国地点および当該旅行者が搭乗した輸送機関の洗浄および消毒に推奨されている対策が実施可能なサービス提供者を明確にし、そのサービス提供者が、COVID-19 に関連する水、衛生設備、衛生、廃棄物の管理に関する WHO の暫定ガイダンスに基づいて、感染性廃棄物を適切に管理するように徹底する。	X	X
入国時に取得した記録の保管や保存、廃棄は、書面によるシステムまたは電子システムを確立し、それに従って実施する。このようなシステムは、患者の秘密保持を尊重しながら、公正かつ適法に運用されなければならない。	X	X

国境を越えた人口移動時の緊急事態への対応

実施すべき重要な取り組み	国境等および国境を越える交通ハブ	隣接国から輸入症例が入国するリスクのあるコミュニティ
避難民や移民など、国境を越える人口移動がある場所では、COVID-19 緊急対応計画を作成し、実施する。旅行者の出発地である国／地域の疫学的状況に基づいて、COVID-19 感染拡大リスクへの対応策を作成する必要がある。集団を管理し待機列を短縮するため、隣接国とともに国境検問所と受付時間を調整する。	X	

COVID-19に関する重要な情報については、マスメディアやパンフレットを介し、詳細に関する問い合わせ先および兆候や症状が出た場合の連絡先とあわせて、旅行者全員に提供する。集団での移動時には特に、リスク・コミュニケーションが必要な場合もある。	X	X
可能な限り、擦式アルコール製剤および／または石けんと水による手指衛生を行う場所や咳エチケットに関する情報が全ての旅行者に届くようにすべきである。個人の健康スクリーニングはスクリーニング／トリージ実施場所で、次の項目が含まれる場合がある。すなわち、非接触式体温計（ハンディ型または設置型サーモグラフィ）を用いた体温測定、兆候および症状の評価、および、感染が確認されている国／地域からの移動である場合は曝露履歴の問診である。「入国地点で具合が悪い旅行者の管理」に関するWHOのガイダンス ⁸ に基づき、（COVID-19感染が疑われる体調不良の旅行者の問診と管理については、上記の項目に従う）。	X	
旅行者の潜在的なCOVID-19感染リスクを目的地の対応チームに通知するため、入国審査に関わる当局やパートナーと協力して、旅行者の最終目的地に関する情報を収集および解析するとともに、旅行者には、具合が悪くなった場合に行える対策を知らせておく。	X	
高度感染疑い例または感染確定例を隔離し、接触者を同定および追跡、隔離するため、コミュニティ／地域の当局と協力する。		X
国境を接する国々で合意した基準（国境を越える移動の緊急事態前の状態まで有意に減少させる）に基づき、当該緊急対応計画を計画し、実行に移す。	X	

感染の予防と制御のための器具や備品の供給

実施すべき重要な取り組み	国境等および国境を越える交通ハブ	隣接国から輸入症例が入国するリスクのあるコミュニティ
---------------------	-------------------------	-----------------------------------

<p>以下のものが十分供給されるように徹底する。</p> <ul style="list-style-type: none"> - 体温計 - 擦式アルコール製剤または石けんと水、手指衛生に関するポスターやその他の公式な情報、呼吸器症状のある旅行者が利用できるティッシュペーパーおよび医療用マスク、咳エチケットに関する多言語のポスターやその他の公式な情報 - 医療用マスクやティッシュを廃棄するための、蓋つきのゴミ箱 - 家庭用の70%エタノール消毒液など、清掃用品を用意しておく（塩素溶液を用いる場合の濃度は0.1%、すなわち1,000ppmとし、溶液は使用する日の朝に調整して、濃色の密閉容器に遮光して保管する。その日の作業後に溶液が残っていた場合は、廃棄しなければならない）。テーブルやコンピューター、ドアの取っ手などの高頻度に接触する表面は、70%エタノールでこまめに清掃する必要がある。 - 隔離する場所には、椅子とベッドを用意しておく必要があり、その材質は、可能であれば、プラスチック、その他耐水性の清掃しやすいものが望ましい。また、窓および／またはドアを明け、十分に換気する必要がある。 - 飲料水およびトイレ 	X	X
<p>感染の予防と制御のための器具や備品の供給について追跡および管理を担当する職員を明らかにしておく。</p>	X	X

リスク・コミュニケーションとコミュニティとの関わり

実施すべき重要な取り組み	国境等および国境を越える交通ハブ	隣接国から輸入症例が入国するリスクのあるコミュニティ
<p>移動関連のリスク・コミュニケーションチームの役割と責任を明らかにしておく。</p>	X	X
<p>対象者（旅行者）に、リスクや推奨されている対策を理解させ、行動にうつさせるための実践的な方法について、コミュニケーションに関わる職員やボランティアに指導する。</p>	X	X

<p>脆弱性のある集団に着目して、リスク・コミュニケーションの対象者を特定する。すなわち、国境を越える可能性や、国境を越える旅行者と交流がある可能性の高い人である。</p> <ul style="list-style-type: none"> - 旅行者 - 公衆衛生の職員 - 保健医療の職員 - 入国、国境、税関の職員 - 警備の職員 - 国境周辺のコミュニティ - 旅行、運輸、観光業界 - 難民および亡命希望者 - 移民 - 社会から取り残されている人々 	X	X
<p>コミュニケーションに従事する者は、寄せられた質問やフィードバックに基づき、COVID-19に関する以下のようなリスク情報を伝える必要があり、国境の両側にあるコミュニティの文化や言語に合わせて伝えなければならない。</p> <ul style="list-style-type: none"> - COVID-19に対する防御／予防策 - 必要に応じて、リスク評価や接触者追跡に用いる連絡先情報を含む、到着／出発時の保健衛生対策（健康申告書など） - 旅行者が旅行中、いつ、どのように、保健衛生サービスや予防対策を利用できるか 	X	X
<p>コミュニケーションチャネルの解析に基づき、電子媒体または印刷物（例えば、ポスター、垂れ幕、パンフレット、助言文書）など最適と考えられる媒体を用いて、COVID-19の兆候や症状の認知、新型コロナウイルスの基本的な予防策などに関する情報提供を行う。識字レベルや文化的背景を考慮し、適切な言語を用いて実施すべきである。</p>	X	X
<p>多数の旅行者がいる国境等やその周辺（バス停、市場、祈禱場所）での印刷物（ポスター、パンフレットなど）の掲示や配布、または、公共広告などのラジオ放送など、最適なチャネルを使用する。</p>	X	
<p>情報が伝わりにくいコミュニティの人々に情報を伝えるには、パートナーにコミュニケーション活動へ加わってもらう。コミュニティに根差した組織、その指導者やその他の重要なインフルエンサーは、子どもや障害のある人と活動する組織を含めることで、子どもや障害のある人へのアクセスの助けとなる。コミュニティにおける宗教指導者や伝統的指導者とともに活動するコミュニティのボランティアが（必要に応じて）感染の再拡大を防ぐために対話する。社会から取り残されている人々にアクセスするための適切なコミュニケーションツールを明確にする。</p>	X	X

同定、紹介した感染疑い例に関して報告を要する事項について明確に伝えるとともに、国内および国境をはさむ相手側のIHR 国家連絡窓口へ報告するシステムを確立する。	X	X
リスク認知を向上させるため、苦情フィードバック機構(CFM)を確立し、例えば、対象者へのホットラインを活用するなど、実際の対応を知らせるためにフィードバックを用いる。	X	X

国境を越えた協力

WHO の「国境等における公衆衛生のキャパシティ・ビルディングおよび国境を越えた協力に関するハンドブック」のパート B「国境等における国境を越えた協力の検討事項」を参照のこと

実施すべき重要な取り組み	国境等および国境を越える交通ハブ	隣接国から輸入症例が入国するリスクのあるコミュニティ
国境を越えた公衆衛生関連の情報の通知を報告し、受け取る連絡窓口を特定する。	X	X
国境を越えて情報を共有し、協力するために重要な、以下の要素について明らかにする。 <ul style="list-style-type: none"> - 公衆衛生の事象 - 感染拡大への対応に影響を与えかねない、潜在的なセキュリティ上の問題 - (リスク・コミュニケーションやコミュニティ・エンゲージメントなど) 共同で計画および実施するための技術的な専門家や他のリソース - 対応に必要な公衆衛生の専門家および/または医療従事者を、国境を越えて配置する場合に踏むべき法規制上の手順に関する情報 - 準備や対応について通知し、集団を管理するために移動の規制や対象者を決定するなど、国境を越える人口移動の受付時間や場所に関する隣接国間の協力 	X	
公衆衛生の事象に関する情報(だれが、いつ、何を、どのように)を、国境を越えて共有するためのコミュニケーションのプロトコルを確立する。	X	X

リスクモニタリングおよび動向の変化に基づく衛生対策の調整

優先すべき国境地点等、交通ハブ、リスクのあるコミュニティにおけるサーベイランスやその他の準備が整い次第、感染拡大の動向、人口移動や地域の保健医療におけるキャパシティの動向、公衆衛生の対策に関するコミュニティのフィードバックをモニタリングする必要がある。重要な変化が認められた場合には、優先すべき場所や実施する対策もそれに応じた変更を要する。人口移動は、自然災害、暴力、政治的混乱、経済危機による影響を受ける場合がある。このような事

象は、定期的にリスク評価しておく必要がある。例えば、輸入症例を防ぐため、感染拡大の早期から国境でのスクリーニングの実施を検討する国もあるが、その後、国内で急速な感染拡大が認められた場合は、国境でのスクリーニングからリソースを他に移す必要が出てくる可能性がある。リソースに制約がある状況では、このような調整が特に重要となる場合がある。

参考文献

1. [“Point of entry”](#) means a passage for international entry or exit of travellers, baggage, cargo, containers, conveyances, goods and postal parcels as well as agencies and areas providing services to them on entry or exit
2. [WHO International Health Regulations](#), Geneva, World Health Organization, 3rd edition 2005
3. [WHO Handbook for Public Health Capacity - Building at Ground Crossings and Cross-Border Collaboration](#), Geneva, World Health Organization, 25 March 2020
4. [WHO COVID Strategy Update](#), Geneva, World Health Organization, 14 April 2020
5. [Rational use of personal protective equipment \(PPE\) for coronavirus disease \(COVID-19\)](#), Geneva, World Health Organization, Interim Guidance, 19 March 2020
日本語版：[個人防護具（PPE）の適正利用に関するガイダンス](#)（3月19日版）、[COVID-19に対する個人防護具の合理的な使用と深刻な不足時の検討事項](#)（4月6日版）
6. [Water, sanitation, hygiene and waste management for COVID-19](#), Geneva, World Health Organization, Interim Guidance 23 Apr 2020
7. [Considerations for quarantine of individuals in the context of containment for coronavirus disease \(COVID-19\)](#), Technical documentation, Geneva, World Health Organization, 19 March 2020
日本語版：[新型コロナウイルス感染症（COVID-19）の封じ込めに関連する個人の隔離に関する検討事項](#)（3月19日版）
8. [Management of ill travellers at Points of Entry \(international airports, seaports, and ground crossings\) in the context of COVID-19 Interim guidance](#), Geneva, World Health Organization, 19 March 2020
日本語版：[入国地点（国際空港、港、駅）で具合が悪い旅行者の管理](#)（3月19日版）

謝辞

本文書は以下の専門家のご協力のもと、WHO Health Emergencies Programme (WHE) により作成された。

Alice Wimmer, International Organization for Migration ; Andrew Mbala, International Organization for Migration; Carla Daher, the United Nations Children's Fund; Dana Schneider, Centers for Disease Control and Prevention, Atlanta, GA, USA; Damien Thuriaux, International Organization for Migration; Dominik Zenner, International Organization for Migration; Haley West, International Organization for Migration; Kei Fukagawa, International Organization for Migration; Kit Leung, International Organization for Migration; Naureen Naqvi, the United Nations Children's Fund; Ombretta BAGGIO, International Federation of the Red Cross; Rebecca Merrill, Centers for Disease Control and Prevention, Atlanta, GA, USA; Sahar Hegazi, the United Nations Children's Fund; Sarah Ward, Centers for Disease Control and Prevention, Atlanta, GA, USA; Tashbid Sattar, International Organization for Migration;

WHO より以下の方々にも感謝の意を表する。

April Baller, Sara Barragan Montes, Darryl Barrett, Melinda Frost, Haris Hajrulahovic, James Heffelfinger, Maung Htike, Palmira Immordino, Mika Kawano, Dena Kirpalanil, Fernanda Lessa, Ben Lilley, Phuong Nam Nguyen, Jamie Ranse, Santino Severoni, Elisabeth Waagensen, Ninglan Wang, Teresa Zakaria.

WHO は、この暫定ガイダンスに影響を与える可能性があるあらゆる変化に対し、状況の監視を注意深く継続する。変化が生じた場合、WHO は更新版を発表する。そうでない場合、この暫定ガイダンスは発行日から 2 年をもって失効とする。

© World Health Organization 2020. Some rights reserved. This work is available under the [CC BY-NC-SA 3.0 IGO](#) licence.

WHO reference number: [WHO/2019-nCoV/Ground_crossings/2020.1](#)